

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会委嘱状交付式を開会いたします。</p> <p>委員の皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>私は本日司会を務めさせていただきます、総務課の中倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状交付の前に、お手元に資料1、委員名簿をお配りしておりますのでご確認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>資料2以降は、委員会の中で改めて確認いたします。</p> <p>お手元の資料に不備等がございましたらお知らせいただきたいと思いますが、委員の皆様のお手元にございますでしょうか。</p> <p>また、報道機関の皆様の写真撮影に関してのご連絡です。 撮影は可能ですが、委嘱状交付式の間は、進行の妨げにならない範囲で撮影をお願いいたします。 なお、事務局横の赤いパーテーションを超えての撮影はご遠慮ください。</p> <p>一般傍聴の方の写真撮影等はできません。また、録音等に関わる電子機器のご使用は報道関係者、一般傍聴の皆様ともにできませんので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に2委嘱状交付に入らせていただきます。</p> <p>市長が皆様の席にお伺いし、委嘱状をお渡しいたします。</p> <p>お手元に配布させていただきました委員名簿がございますので、この名簿の順にお名前をお呼びしますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは矢田健一様 (市長より委嘱状交付) 次に、増田正様</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>(市長より委嘱状交付) 次に、寺内久夫様 (市長より委嘱状交付)</p> <p>以上で委嘱状の交付を終了します。ありがとうございました。</p> <p>次に3委員の皆様のご紹介をさせていただきます。 お名前をお呼びいたします。恐縮ではございますが、お座りいただいたままで結構ですので、お言葉をお願いいたします。</p> <p>なお、会議録作成のため録音システムを使用しています。お手数ですが、発言の際は、お手元のマイクのスイッチをオンにいただき、発言後はオフにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>では、矢田健一様。</p>
矢田委員	<p>よろしくお願ひいたします。前橋で弁護士をしております矢田健一と申します。これから皆様のお力を借りながら、委員として活動していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。次に、増田正様。</p>
増田委員	<p>よろしくお願ひします。高崎経済大学の増田と申します。専門は政治資金と選挙をやっております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。次に、寺内久夫様。</p>
寺内委員	<p>群馬県桐生土木事務所長をしております寺内と申します。桐生市のお役に立てますよう、微力ながら精一杯頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。なお、委員長、副委員長の方には改めてお言葉をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に4市長挨拶に入ります。開催に当たりまして、荒木市長からご挨拶申し上げます。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

市長	<p>皆様こんにちは。ただいま委員の皆様にご委嘱状交付をさせていただきました。</p> <p>この度、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会委員をお引き受けいただきまして、心から厚く感謝申し上げます。</p> <p>今回の不正入札につきましては、前副市長が逮捕・起訴をされ、有罪判決が確定されるという関係者の皆様、そして市民の皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしたところであります。</p> <p>そのような中、今回の委員会におきましては、客観的かつ公平な第三者の立場から今回検証作業を行っていただくとともに、再発防止に向けた提言を出していただくことを目的にこの委員会が設置をされました。</p> <p>そして、事件の内容を鑑みまして、弁護士それから学識経験者、行政経験者の3名の皆様に委員としてお願いをしたところであります。</p> <p>市といたしましても、当委員会が行う検証作業に対し、全面的に協力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、委員の皆様方には、これから提出される提言書等私どもも真摯に受け止め、今後このようなことが二度とないよう市民の信頼回復に向けて取り組んでいく所存でございますので、どうか皆様方のご支援、御力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げまして冒頭に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。なお、荒木市長につきましては、公務の都合によりここで退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会委嘱状交付式を閉会いたします。</p> <p>続きまして、第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会を開会いたします。</p> <p>委員長選出までの間、次第に基づきまして、事務局で進行させていただ</p>

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

各委員	<p>きたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>≪異論なし≫</p>
事務局	<p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、まずはお配りした資料の確認をさせていただきます。</p> <p>初めに本日の次第がございます。次に座席表。次に資料 2 設置条例、資料 3 傍聴要綱（案）、資料 4 委員会の進め方について、資料 5 事件の概要等について、資料 6 本市の契約業務について、参考資料として、契約業務に関する条例や要綱、最後に、資料 7 桐生市新本庁舎建設工事総合評価落札方式による条件付き一般競争入札結果報告書、以上でございます。</p> <p>この資料の一部は事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。</p> <p>お手元の資料に不備がございましたらお知らせいただきたいと思います。皆様のお手元でございますでしょうか。</p>
事務局	<p>桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例第 6 条 2 項によりまして、委員総数の過半数の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で 3 名中 3 名の方がご出席でございますので、本委員会は成立しております。</p> <p>会議中の写真撮影に関しましては、会議は原則公開であります、議題 5 議事 (1) で傍聴要綱の承認をいただくことになっておりますので、それまでは報道機関の皆様の写真撮影はお控えいただき、また、一般傍聴の皆様の写真撮影は不可とさせていただきたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>≪異論なし≫</p>
事務局	<p>それでは、一般傍聴の皆様および報道機関の皆様はご協力をお願いいたします。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>また、録音等に関わる電子機器のご使用は報道関係者、一般傍聴の皆様ともにできませんので、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、詳細につきましては、お渡しいたしました傍聴に関するご案内をご覧くださいようお願いいたします。</p> <p>議事の進行にどうかご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、2事務局職員の紹介に入ります。 市側の出席者でございますが、西條副市長以下、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>西條副市長 どうぞよろしくをお願いいたします。 向田総務部長 よろしくをお願いいたします。 橋本総務課長 よろしくをお願いいたします。 本日の委員会の事務を所管しております総務課前田課長補佐 よろしくをお願いいたします。 私中倉でございます。 よろしくをお願いいたします。 また、関係課の職員として阿部契約検査課長 よろしくをお願いいたします。 尾谷契約担当係長 よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいまのご紹介のとおり、委員会には事務局職員の他に、関係課の職員等が出席する場合がございます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは3第三者委員会設置条例について、事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>総務課の前田です。 桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例につ</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>いてご説明させていただきますので、お手元の配布資料2をご覧ください。</p> <p>本委員会は、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例に基づき設置されております。それでは設置条例の主な規定についてご説明申し上げます。</p> <p>第1条設置の目的ですが、本委員会は、本市において発生した新本庁舎建設事業に係る入札等不正行為について、客観的かつ公平な第三者の立場から検証を行い、再発を防止するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置されたものです。</p> <p>第2条所掌事務については、入札等不正行為に係る原因の分析、事務の検証および再発防止策の検討に関する事項などです。</p> <p>第4条任期につきましては、第2条の報告の日までとなっております。</p> <p>第5条委員長および副委員長につきましては、2項の中で委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名すると規定されております。</p> <p>資料次ページに行ってくださいまして、第8条は、会議の公開と会議録の作成についてとなります。</p> <p>会議は原則公開で行いますが、検証過程において聞き取り調査対象者の個人情報など本市情報公開条例等の非開示情報が含まれる場合がございます。</p> <p>その場合において、どの時点から非公開にするかなどについては委員長と協議の上、委員会で決定していただくこととなります。</p> <p>また、会議録の作成につきましては、会議の公開・非公開に関わらず、会議録を作成いたします。</p> <p>公開の会議の会議録は、会議後公表し、非公開の会議の会議録は、会議録をもとに概要を作成し、その概要を公表いたします。</p>
-----	---

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>なお、この点につきましては後ほど委員の皆様からご意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>第9条は報告についての規定で、最終的に報告書という形で荒木市長へご提出いただく予定となっております。</p> <p>第10条は報酬についての規定で、第1項第1号は委員会への出席以外で、第2条に規定する事項に従事したものについて、1時間当たり1万円の報酬を支給します。 例えば、委員会前の資料確認や関係者への聞き取りなどが該当します。</p> <p>第2号は委員会に出席した場合に、1日当たり2万円を支給するものがあります。</p> <p>第11条は守秘義務についての規定で、既にご出席の委員の皆様にはご署名をいただいております。</p> <p>第12条は、本委員会の庶務についての規定で、総務部総務課が担当いたします。</p> <p>最後に第13条は、補則としてこの条例に定めるものの他、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めると規定しております。</p> <p>具体的には、議事(1)でご審議いただく予定の第三者委員会傍聴要綱(案)となりますが、今回が初めての委員会となりますので委員会の承認をいただいて初めて案が取れるという形となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で設置条例の主な規定についての説明は終わりとなりますが、特に第8条の会議の公開と会議録の作成については、議事(2)委員会の進め方についての議題の中でご意見をいただきたいと思いますと思いますが、会議運営の重要な要件であると思いますので、委員の皆様でこの後共通認識が図れればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上となります。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。
各委員	《質問等無し》
事務局	<p>それでは続いて、4 委員長選出および副委員長の指名に入ります。</p> <p>先ほど説明させていただいたとおり、委員長は設置条例第5条2項により、委員の皆様のご互選で決定していただくこととなっており、副委員長は委員長が委員の中から指名することとなっております。</p> <p>本来ならば委員から仮の議長を選出していただき、進行をお願いするところではありますが、時間の関係もございますので、皆様がよろしければ、委員長の選出まで事務局で進行させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	《異論なし》
事務局	<p>ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。</p> <p>では早速、委員長の選出に入らせていただきます。どなたか候補者の推薦があればお願いいたします。</p>
寺内委員	委員長は矢田委員が適任だと思います。やはり弁護士という職にありますので矢田委員が委員長にふさわしいと思っております。以上です。
事務局	ただいま、矢田委員を委員長に推薦するとのご発言がありましたが、委員長を矢田委員をお願いするということですのでよろしいでしょうか。
各委員	《異論なし》
事務局	<p>それではそのようにさせていただきます。矢田委員は委員長席へご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、矢田委員長よりご挨拶をお願いいたします。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

矢田委員長	改めましてよろしくお願ひいたします。ただいま委員長にご選任いただきました矢田と申します。これから委員長として様々なことに関して皆様方のご協力いただくことがあろうかと思ひますので、この委員会の間、皆様方、よろしくお願ひいたします。私からは以上です。
事務局	ありがとうございます。委員長が選出されましたので、ここからは矢田委員長に議事の進行をお願ひいたします。
矢田委員長	はい。それでは私の方で進行の方させていただきます。まずは副委員長の指名をさせていただきます。副委員長につきましては、委員長が指名するということになっておりますので、私は学識経験者として増田先生に副委員長をお願ひしたいと思っておりますので、指名の方させていただきます。よろしいでしょうか。
各委員	《異論なし》
矢田委員長	それでは副委員長は増田委員にお願ひいたします。増田委員のご挨拶の方いただけますでしょうか。
増田副委員長	増田でございます。謹んでお引き受けいたします。どうぞよろしくお願ひします。
矢田委員長	<p>ありがとうございます。それでは引き続き、お手元の会議次第に沿って進めていきたいと思っております。まず議事の方に入らせていただきます。5議事です。</p> <p>(1) 第三者委員会傍聴要綱(案)についてです。設置条例第13条の規定に基づいて制定するというものになりますけれども、事前に事務局の方で傍聴要綱案を作っておられますので皆様にこれをお諮りさせていただきます、傍聴要綱を確定したいというふうに考えております。まずは事務局の方から説明の方よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	それでは桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会傍聴要綱案の主な規定についてご説明させていただきますので、お手元の配布資料3要綱案をご覧ください。

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>まず要綱案第 1 条は趣旨として第三者委員会の傍聴に関し必要な事項を定めると規定しております。</p> <p>第 2 条につきましては、傍聴席は一般席と報道関係者席に分けることとします。</p> <p>第 4 条第 5 条では、傍聴札の交付について傍聴人については傍聴札の交付を受けなければならないと規定されており、報道関係者については、腕章等を着用し報道関係者であることを明示していただければ、傍聴札の交付を受けなくても傍聴することができるとなっております。なお、傍聴札につきましては一般傍聴者が青色、報道関係者が赤色となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は傍聴要綱の承認前ではありますが、傍聴席へ便宜的に傍聴札をお配りしてありますので、傍聴の皆様におかれましては傍聴要綱の承認後は委員長のご発言によりまして、傍聴札の着用をお願いいたします。</p> <p>第 7 条傍聴人が守るべき事項として、会場内では静粛にし議事の進行を妨害しないこと、会議における発言において拍手、発言その他の方法により賛否を表明しないことなどを規定しております。</p> <p>また同条の第 6 号、次ページになりますが、同条第 6 号におきまして、一般傍聴者の撮影や報道関係者も含めた録音の禁止、報道関係者が撮影する時は会議前に傍聴受付でその旨を事務局職員に伝えるものとし、入場後は委員長が撮影を許可した場合に限り認めるといった規定がされております。</p> <p>第 10 条は傍聴人への資料の配布として、個人情報等の非公開情報以外が記載されている資料の提供や一部提供、希少、大量、高価といった事情により提供できない場合には閲覧に供することができる等の規定となっております。</p> <p>最後に第 11 条では補則として、この要綱に規定のない事項は委員長が定めるとなっております。</p> <p>説明の方は以上となります。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

矢田委員長	はい、ありがとうございました。今の事務局からの説明ですけれども委員の皆様から質問ですとかご意見等ありますでしょうか。
各委員	《質問等無し》
矢田委員長	よろしいですか。これはここで承認されたという場合には、今後傍聴する人のためにという意味でもあるのですが、公開がわかるような形でどこかにされるわけですか。Webサイトですとか。
事務局	はい。既にですね、ホームページ上でもこの案は載っておりますので、これをご承認いただければ、承認された旨を表記させていただきたいと思えます。
矢田委員長	はい。ありがとうございます。よろしいでしょうかね。ご意見等については。 それでは承認の手続きの方に入りたいというふうに思っておりますけれども、傍聴要綱案ですけれども、このとおり、本案のとおりということでもよろしいでしょうか。
各委員	《異論なし》
矢田委員長	はい。それでは承認されたということにさせていただきます。 なお傍聴要綱案ですけれども、今承認されましたので、ただいまより報道関係の写真撮影等許可いたします。 一般傍聴者に配慮の上、議事の進行の妨げにならないような形でのご協力をお願いいたします。 なお傍聴席前方のパーテーションがございますけれども、これを超えての撮影はご遠慮くださいますようお願いいたします。また傍聴の皆様におかれましては、お手元に傍聴札があるかと思えますけれどもそちらの着用をお願いいたします。 それでは次、(2)委員会の進め方に進みたいと思えます。このことにつ

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

	<p>きましては事前に事務局案を各委員の皆様の方には配らせていただいておりますけれども、各事項について委員の皆様にお諮りさせていただいて、第三者委員会としてこの委員会の進め方を決定していきたいというふうに考えております。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>まず一つ目ですけれども、会議は合議とし、合意に基づく意思決定を基本とする。ただし、委員長を除く2名の委員の意見が割れた場合には、委員長の判断によって意思決定をするとされております。</p> <p>この部分について、委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《質問等無し》</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>よろしいでしょうかね。はい。ではこの部分については本案のとおり、①については本案のとおりとさせていただきます。</p> <p>次です。②です。会議は原則公開とする。ただし、検証作業を行うにあたって、個人情報の取り扱いに配慮が必要な場合には、委員長が会議に諮り、公開しないことができるということになっております。この部分についてですけれども、委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《質問等無し》</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>よろしいですかね。はい。それではこれにつきましても、②につきましても本案のとおりとさせていただきます。</p> <p>続いて③。次回委員会、次回会議の非公開の判断については、あらかじめ判断できる場合には会議中に決定をし、あらかじめ判断できない場合には、会議後、次の開催までに委員の間で協議し決定するとしています。</p> <p>会議後に非公開のみの会議を決定した場合、開催時期の目安と次回是非公開のみで開催する旨を公表するとなっております。</p> <p>また、なお1部を公開、2部を非公開とする2部制の会議を予定してい</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

	<p>る場合には、会議中または会議後に開催日時を公表するものとするとして されております。</p>
矢田委員長	<p>この部分についてなのですけれども、委員の皆様からご意見、ご質問等 ありますか。</p>
各委員	<p>《質問等無し》</p>
矢田委員長	<p>よろしいでしょうかね。それではこの部分につきましても案のとおりと いうことにさせていただきます。</p>
	<p>続いて④です。一般の方の傍聴および質疑応答についてですが、傍聴に ついては可能とし質疑応答については不可とするというのが案となって おります。この部分についてご意見、ご質問ございますでしょうか。</p>
各委員	<p>《質問等無し》</p>
矢田委員長	<p>よろしいでしょうかね。ではこの案のとおりということによろしいでし ょうか。はい。ではこの案のとおりということにさせていただきます。</p>
	<p>続いて、⑤報道関係者の傍聴および質疑応答についてということになり ます。傍聴および質疑応答につきましてもは可能とし、なお質疑応答は会 議終了後に時間を設けるものとするとしてされております。この点について、 ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
各委員	<p>《質問等無し》</p>
矢田委員長	<p>よろしいですか。それではこの⑤につきましてもは、この本案のとおりと いうことによろしいでしょうか。はい。では本案のとおりということに させていただきます。</p>
	<p>続いて⑥会議録の作成と公開についてです。会議録は公開、非公開に関 わらず逐語修文により作成することとする。公開の会議は、逐語修文の 会議録を作成し、非公開の会議はその概要を公表する。なお、公表する 概要の程度は、事務局案をもとに委員会で決定するものとするというも のになっております。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

矢田委員長	この⑥の案につきまして、皆様方からご質問、ご意見はございますでしょうか。
各委員	《質問等無し》
矢田委員長	よろしいですかね。⑥なのですけどもこの案のとおりということでもよろしいですか。はい。では⑥につきましても本案のとおりさせていただきます。 続いて、⑦聞き取りについてです。 関係者への聞き取りですけれども、委員会とは別日に非公開で実施するものとする。なお聞き取り内容は、次回の公開する委員会で委員長が結果報告を行い、その委員会後、会議録を公表するとともに聞き取り対象者の同意を得られたもののみ聴取結果を公表し、同意が得られなかった場合にはその旨を公表する。 聞き取りの対象者（外部も含む）については委員会の中で決定するとされております。 この⑦についてですけれども、委員の皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。
各委員	《質問等無し》
矢田委員長	よろしいでしょうかね。⑦ですけれどもこれも本案どおりということでもよろしいでしょうか。はい。それでは本案どおりということにさせていただきます。 続いて、⑧です。市議会および報道関係者への周知です。 議会および報道関係の周知につきましては、委員会の開催については、開催の1週間程度前に市議会に報告をした後、報道機関等へ事務局が公表する。会議結果につきましては、会議後に事務局が市議会へ報告後、報道機関および市民へ公表するとなっております。

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

矢田委員長	この⑧について、ご意見ですとかあるいはご質問ございますでしょうか。
各委員	《質問等無し》
矢田委員長	よろしいでしょうかね。はい。それでは⑧ですけれども、こちらも本案どおりということでもよろしいでしょうか。はい。では⑧につきましても本案どおりということにさせていただきます。
	会議の進め方についての確認は以上となります。本委員会は、ただいま決定したとおり委員会としては、ただいま決定したとおり、今後は進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
	続いてです。(3) 新本庁舎建設工事を巡る入札妨害事件の概要についてです。こちらにつきましては事務局の方から説明の方お願いいたします。
事務局	はい。それでは総務課の橋本でございます。事件の概要ということで、これからご説明をさせていただきますけれども、これからご説明を申し上げます事件概要につきましては、報道関係資料あるいは関連裁判の傍聴結果等を参考に作成をさせていただいたものとなりますので、あらかじめご承知おきをいただければと思います。
	それではお手元の資料 5 をご覧いただければと思います。
	新本庁舎建設工事を巡る入札妨害事件の概要等についてということで A3 版の資料を 1 ページから順次説明させていただきますけれども、分量が多いということもございます。ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。
	まず No.1、日付といたしましては令和 7 年 6 月 19 日でございます。この日が、私どもが事件を知ったという始まりの部分でございます。
	事件の概要であります。埼玉群馬両県警が公契約関係競売入札妨害の疑いで相沢県議、新本庁舎建設工事落札企業体の代表である関東建設工業の営業部長石原氏、その関係業者であるグンエイ社長の蓮沼氏、同社社員の新井氏の 4 人を逮捕したというもので、役職につきましては当時

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>のものでございます。</p> <p>また同日の午後6時過ぎから両県警による家宅捜索が桐生市役所で行われまして、この日に新庁舎建設に係る契約書など一切の資料が押収され本日現在も押収されたままとなっております。</p> <p>市議会関係といたしまして、この日は市議会本会議が開催をされておりましたが、森山副市長は欠席となりこの日以降逮捕されるまで欠席となっております。</p> <p>このことを受けた報道といたしましては、令和4年6月中旬以降、関東建設工業を代表とする共同企業体JV側の意見や要望を反映した入札公告案を作成するなどして、市に公告案どおり公告させた上、同年10月19日に同JVに落札させ、入札の公正を害した疑いといった記事が掲載をされたところでございます。</p> <p>次にNo.2、6月20日でございます。市議会関係といたしまして、森山副市長は同じく本会議を欠席しており、逮捕を受けての報道では合同捜査本部への取材で、入札公告案で、評価項目のうち、地域経済への貢献や工期短縮などの技術評価点の基準を不正に変更させていた可能性があることがわかった。</p> <p>落札JVと佐田建設を代表とする別JVの入札価格はどちらも市が事前に公表している調査基準価格62億4723万2400円と同額で、価格評価では差がつかなかった。</p> <p>差がついたのは、技術評価で施工実績、ISO取得、優良工事表彰の受賞歴、地域経済貢献、地域活性化、工期短縮、安全対策、環境対策など10項目で評価する仕組み。</p> <p>技術評価10項目のうち7項目で落札JVが上回り、30点満点で落札JVが18.4点、別JVが12.518点だった。</p> <p>落札JVが上回った主な項目は、地域経済貢献、地域活性化、工期短縮など。特に地域経済貢献では、市内下請け工事発注や建設資材、燃料の市内調達などが提案されたといった記事が掲載をされております。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>次に No.3、日付が6月24日ですが、こちらでは市議会関係として、本事件を受け、市議会に対して、各派代表者会議という会議を開催し、新本庁舎建設工事請負契約に関わる現状について報告をいたしました。</p> <p>このことを受けた報道といたしましては、6月19日から欠勤が続く副市長については、警察のヒアリングに応じている。</p> <p>公告案は、発注支援業務委託を結んだ設計会社のサポートを受けて調整しながら作成した。</p> <p>総合評価落札方式を初めて本格導入しており、公告案の配点の設定などに関し、専門的知見のある設計会社から助言を得ていたといった記事が掲載をされております。</p> <p>次に No.4、日付6月26日ですが、事件の概要として本事件を受け桐生市が関東建設工業株式会社、株式会社グンエイの2社に対して、令和7年6月26日から令和8年6月25日まで、指名停止措置を行いました。</p> <p>次に1枚進めていただきまして、2ページ。No.5、7月4日においては、事件の概要として、森山副市長が辞職し、荒木市長が臨時記者会見を行いました。</p> <p>このことを受けた報道といたしましては、7月4日早朝、市役所において副市長が市長に対して、市政に混乱を招いたこと責任を取るとした退職届を提出し、その場で受理された。</p> <p>荒木市長は自身の進退について、出処進退を含め考えると述べる。</p> <p>副市長の意向により、退職金約474万円は自主返納されるといった記事が掲載されております。</p> <p>次に No.6、7月9日ですが、事件概要として、相沢県議、関東建設工業の石原氏、グンエイの新井氏が公契約関係競売入札妨害罪で起訴されております。なおグンエイ社長は不起訴処分となっております。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>このことを受けた報道といたしましては、さいたま地検は3人の公告案の入手方法について、本庁舎建設工事の発注支援業務を受託していた設計業者の3人と共謀があったことを指摘。</p> <p>通常秘密にされる公告案を従業員から電子メールなどで提供させ、関東建設側の意見要望を反映した修正案を作成、市側に提出して修正させたものとみているといった記事が掲載をされております。</p> <p>また、市議会関係といたしまして、同日に市議会に対して、各派代表者会議を開催し、荒木市長が出席した上で、森山前副市長の辞職について報告をいたしました。</p> <p>このことを受けた報道といたしまして、前副市長から議会に対し、退職理由などの説明を求めたい等の意見があった。</p> <p>市長は副市長の後任人事は今後の動きが明確になり次第、早い段階で組織固めをしていきたいと述べたといった記事が掲載をされております。</p> <p>次に No.7、7月15日ですが、事件概要として、この事件に関わったとされる発注支援受託会社社員3名が7月15日に書類送検されるも、7月17日に不起訴となっております。</p> <p>市議会関係としては各派代表者会議を開催し、新本庁舎整備事業に係る主な契約状況について、市議会に報告いたしました。</p> <p>各派代表者会議を受けた報道といたしましては、市は今後行う新庁舎エントランスのひさし設置工事について、関東建設工業が契約どおり請け負うと報告。業者を変更した場合、合併特例債が利用できず、市の負担が1億円近く増加する旨を説明した。</p> <p>グンエイ新井被告、起訴となった同社元社長ともに7月5日付で同社の役員を辞任。</p> <p>さいたま地裁は7月10日付でグンエイ新井被告、7月11日付けで石原被告を保釈、相沢被告は勾留を続けているといった記事が掲載されております。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>また、発注支援受託会社社員の不起訴を受けた報道といたしましては、同地裁は発注支援業務受託会社社員の 3 人を公契約関係競売入札妨害の罪で 7 月 15 日付けで書類送検したが、7 月 17 日付けで不起訴処分とした。不起訴の理由についてはコメントしていないといった記事が掲載されております。</p> <p>次に No.8、7 月 22 日においては、事件概要といたしまして、市長定例記者会見となっており、このことを受けた報道といたしまして、荒木市長は再発防止に向けた検討委員会の設置と委員会メンバーの人選を進めていることや、副市長の後任人事案を 9 月定例会に提出する考えがある旨を示したといった記事が掲載されました。</p> <p>次に No.9、7 月 23 日ですが、事件概要として、前副市長の 2 期目分の退職手当について、専決処分を行っております。なお、結果として支給は差し止めになっております。</p> <p>次に 1 枚進めていただきまして、No.10、7 月 24 日においては、事件の概要といたしまして、埼玉群馬両県警の合同捜査本部が森山前副市長逮捕、官製談合防止法違反、加重収賄であります。</p> <p>相沢県議を再逮捕、官製談合防止法違反、あっせん収賄です。</p> <p>前副市長逮捕について、臨時記者会見となっております。</p> <p>このことを受けた報道をいたしまして、市役所に相沢県議等の逮捕時と同様に家宅捜索が行われた。</p> <p>2 人は共謀して令和 2 年 9 月に市が最終審査を行った新庁舎の基本計画、基本設計業務委託の公募型プロポーザルに当たり、特定の業者を受託候補者に決めさせようと森山容疑者が同年 8 月下旬に相沢容疑者を通じて業者側に秘密事項を漏らし、入札の公正を害した疑い。</p> <p>森山前副市長の加重収賄での逮捕容疑は、同年 12 月 23 日に自宅で受託業者から秘密事項を漏らした見返りとして商品券 10 万円を受け取った疑いです。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>相沢県議のあっせん収賄での逮捕容疑は、同年 8 月 21 日ごろ、市内の事務所で業者に森山容疑者から秘密事項を聞き出すよう依頼され、市役所で森山容疑者に情報漏洩を働きかけ、12 月 23 日ごろ、見返りとして商品券 10 万円分を受け取った疑い。</p> <p>森山容疑者は新庁舎の設計者を選ぶ審査委員会の副委員長を務め、審査に関する秘密事項を知りうる立場であった。</p> <p>非公開の情報を相沢県議らに提供し、特定の業者が審査で有利になるよう便宜を図ったものとみられる。</p> <p>商品券を送ったとされる業者は、公訴時効 3 年が成立しているといった記事が掲載をされております。</p> <p>次に No.11、7 月 25 日ですが、事件概要として、森山、相沢両容疑者をさいたま地検に送検したとなっております。</p> <p>これを受けた報道として、森山容疑者は相沢容疑者からの働きかけがあったと供述。また、謝礼を渡したとみられる設計会社が実際に落札していたことがわかったといった記事が掲載されております。</p> <p>次に No.12、7 月 29 日においては、市議会関係として各派代表者会議を開催し、市長出席のもと、前副市長の逮捕について報告しております。</p> <p>これを受けた報道として、前副市長の逮捕を受け、改めて市長が謝罪。前副市長 2 期目の退職金を差し止め。自主返納の意向が示されていた。</p> <p>1 期目も返納要請を検討へ。総務部長は、仮に裁判で拘禁刑以上になった場合には、1 期目の退職金の全部または一部を返納させることができる規定になっていると説明し、今後、有識者らを委員とする退職手当審査会に諮問し、答申を受け判断していくと述べたといった記事が掲載されております。</p> <p>次に No.13、7 月 31 日ですが事件概要として、前副市長 2 期目の退職手当支給の差し止めを行っております。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>次に1枚進めていただいて、No.14、日付が8月13日においては、事件概要として森山前副市長、官製談合防止法違反、加重収賄の罪で起訴。</p> <p>相沢県議、官製談合防止法違反、あっせん収賄の罪で起訴となっております。</p> <p>これを受けた報道といたしましては、森山、相沢両容疑者が共謀し、令和2年9月に市が最終審査を行った新庁舎の基本計画、基本設計業務委託の公募型プロポーザルに当たり、特定の設計会社を受託候補者に決めさせようと、森山容疑者が8月下旬ごろ、相沢容疑者を通じて設計会社社員に審査委員の氏名などの秘密事項を漏らしたとされる。</p> <p>相沢容疑者は8月下旬ごろ、市内の事務所で設計会社社員の依頼を受け、市役所などで森山容疑者に漏洩を働きかけた上、12月23日ごろに自宅で商品券10万円を受け取ったとされる。森山容疑者も同日ごろ、自宅で商品券10万円分を受領したとされる。</p> <p>捜査本部は秘密事項の漏洩が審査にどのような影響を及ぼしたかなども含め捜査を続けている。</p> <p>新本庁舎建設を巡る一連の事件で、捜査協力の見返りに自らの刑事処分を軽くする司法取引が成立していたことが判明。相沢容疑者らの関与を供述する代わりに、立件が見送られたとみられる、といった記事が掲載されております。</p> <p>次にNo.15、日付が8月19日ですが、市議会関係としましては、全議員を対象とする全員協議会を開催し、市長出席のもと、森山前副市長の起訴について報告をいたしました。</p> <p>これを受けた報道といたしましては、事件の早期解決に向け、市でも調査を進めるべきとの声が上がった。</p> <p>市からは、事件の全容解明と再発防止に向けた検討を行う外部有識者から成る委員会の設置を検討していると答弁があった。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>18 日から始まった市役所入口のひさし設置工事を市が 1 年間指名停止した関東建設工業が行うことに対して、業者側と工事を辞退する申し入れを含めた話し合いを行ったかなどについて質疑があったといった記事が掲載されております。</p> <p>次に No.16、9 月 26 日ですが、市議会関係として同日の市議会本会議において、議員側から今回の事件発生に至った経緯や原因の究明、さらには今後の再発防止に対して取り組み、市民の信頼回復に全力を挙げることを強く求めた、桐生市役所新本庁舎建設工事を巡る入札妨害事件に関し市民の信頼回復に全力を挙げることを求める決議案が提出され、全会一致で可決されております。</p> <p>次に No.17、9 月 30 日ですが事件概要として、関東建設工業元営業部長の石原氏、グンエイ元役員の新井氏 2 人の初公判がさいたま地裁で行われ、両被告ともに検察側に証拠の任意開示を求めている段階のため、認否を留保すると説明し、罪状認否を留保して閉廷しております。</p> <p>このことを受けた報道として、起訴状によると、2 人は関東 JV に落札させようと設計会社から受け取った公告原案をもとに、同社などの意見や要望を反映した修正案を作成。</p> <p>設計会社を通じて市側に提出し、入札公告案を修正させ、同月に同 JV に落札させたとされる。</p> <p>弁護側は、検察側に証拠の任意開示を求めている段階のため認否を留保すると説明した。</p> <p>第 2 回公判は令和 7 年 11 月 26 日といった記事が掲載されております。</p> <p>次に、1 枚進めていただきまして、No.18、10 月 8 日においては事件概要として、森山前副市長の初公判がさいたま地裁で行われ、森山被告は起訴内容を認めたとうえで、検察は懲役 1 年 6 月、追徴金 10 万円を求刑し、結審しております。</p> <p>これを受けた報道として、起訴状によると、森山被告は令和 2 年 8 月下旬ごろ、基本設計業務委託を巡り、秘密事項だった審査委員の名前など</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>を相沢被告を通して設計会社の社員に漏らし、見返りとして同年12月、商品券10万円を受け取ったとされる。</p> <p>その上で相沢被告の意図を察し、審査委員でもある部下の職員に働きかけ、設計会社に業務を受託させたと非難。</p> <p>検察側は冒頭陳述で、設計会社は取引のあったグンエイから相沢被告を紹介され、森山被告に依頼してもらったと説明。</p> <p>森山被告は設計会社を最優秀者にするための働きかけを相沢被告が期待していると考え、審査委員に同社を選んで欲しい旨伝えたとした。</p> <p>被告人質問で森山被告は、市政を応援してくれている相沢さんの願いを無下にできなかったと話し、学識経験者を聞かれて一度は断ったが、電話で何度も聞かれ、断りきれなかったと明かした。</p> <p>商品券については、相沢被告から事前に設計会社から届くものがあるからなるべく自分で受け取ってと電話があったと説明。同じものが届いているので大丈夫と言われ安心したとも話した。</p> <p>また、見返りで受け取った商品券は換金して、日用品の購入に充てたと指摘した。</p> <p>弁護側は森山被告の犯行は受動的で、商品券も一方的に送られてきたと主張した。</p> <p>証人尋問では森山被告の妻が出廷し、商品券などを受け取った際の同被告とのやり取りを供述。妻が、商品券は受け取っては駄目なものではと同被告に見せたとき、同被告が馬鹿にしているな、相手に返しておくなどといったことを証言した。</p> <p>被告は自分がこういった商品券などで動かせると思われたことに怒ったのだと思った。</p> <p>賄賂を受け取る人ではないが、義理や人との付き合いを大切にする人でもあるので、断りきれないということがあったのではないかなどと妻は</p>
-----	---

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>述べた。</p> <p>森山被告は最終意見陳述で市民に迷惑をかけ、信頼を著しく踏みにじった、真摯に罪と向き合いたいと深く頭を下げた。</p> <p>検察側は論告で、公益上重要な秘密情報を売り買いしたようなもので市政の信頼を失墜させたとして、懲役1年6月、追徴金10万円を求めて即日結審した。</p> <p>判決は11月25日に言い渡されるといった記事が掲載をされております。</p> <p>次にNo.19、11月25日ですが、事件概要として、森山前副市長の判決公判がさいたま地裁で行われ、懲役1年6月、執行猶予3年、追徴金10万円の有罪判決が出ております。</p> <p>これを受けた報道として裁判長は、公共入札制度の公平性や透明性が求められる中、こうした社会情勢に逆行する悪質な行為で、市民の公務に対する信頼が大きく損なわれたと断じた。</p> <p>一方、事実を認め、職を辞して桐生市民に謝罪の言葉を述べるなど反省の態度を示していることなどの事情を汲み、執行猶予を決めたといった記事が掲載されております。</p> <p>次に1枚進めていただきまして、No.20、日付が11月26日でございます。</p> <p>事件概要といたしまして、関東建設工業元営業部長の石原氏、グンエイ元役員の新井氏の2回目の公判がさいたま地裁で行われ、石原氏は起訴内容を認め結審し、新井氏は無罪を主張。その後、証拠調べ手続きを経て閉廷しております。</p> <p>このことを受けた報道といたしまして、石原被告は起訴内容を認め、検察側は競争入札制度の根幹を揺るがす悪質な行為として懲役1年を求刑し、結審した。</p> <p>検察側は石原被告に対し、自ら公告案を添削し、主体的、直接的に関与</p>
-----	---

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>したと非難。</p> <p>弁護側は石原被告が入札に関する以前に設計会社とグンエイ、相沢被告らによる不正の枠組みが整っていたと説明。関与の程度も事後的、従属的で悪質とは言えないとして執行猶予付きの判決を求めた。</p> <p>判決は 12 月 24 日に言い渡される予定。</p> <p>新井被告については起訴内容を否定し、弁護側は無罪を主張した。</p> <p>弁護側は森山前副市長が公平な手続きを進める意思がないのに、一般競争入札を装った随意契約を行ったなどと指摘。また、入札を行う決定が適法に行われたとは認められず、入札妨害罪が成立する余地はないとした。</p> <p>第 3 回公判は 12 月 25 日の予定といった記事が掲載をされております。</p> <p>次に No.24 を除く 21 から 26 までにつきましては、市議会関係として、本第三者委員会に関係する議案および市長の給料減額条例の概要が記載されております。ここでの説明は割愛をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に No.24、12 月 10 日ですが、事件概要として、No.20 で 11 月 25 日に有罪判決が出た森山前副市長の控訴期間である 11 月 26 日から 12 月 9 日までの間に控訴申請がなされなかったため、森山前副市長の懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年、追徴金 10 万円の有罪が確定しております。</p> <p>次に 7 ページ、No.27、12 月 24 日ですが、こちらは事件概要として、関東建設工業元営業部長の石原氏の判決公判がさいたま地裁で行われ、懲役 1 年、執行猶予 3 年の有罪判決が出されております。</p> <p>このことを受けた報道といたしまして判決などによると、石原被告は同罪で起訴された相沢被告、新井被告とともに、令和 4 年 10 月に桐生市が執行した新本庁舎建設工事の条件付き一般競争入札に際し、関東建設工業を代表とする JV に工事を落札させようと共謀。</p>
-----	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>新本庁舎整備事業発注支援業務を受注していた設計会社社員3人から入手した入札公告案の原案をもとに、同社の意見や要望を反映した修正案を作成し、設計会社を通じて市側に提出して、入札公告案を修正させた上で、同月に同JVに落札させ、公平な入札を妨害したとされる。</p> <p>裁判長は、公平性を大きく損なう悪質な犯行と断じた上で、反省の態度を示していることなどの事情を汲み、執行猶予を決めたとしたといった記事が掲載されております。</p> <p>次に No.28、12月25日ですが、事件概要として、グンエイ元役員の新井被告の第3回公判が行われ、検察側から新井被告に対する検察官の証拠提出がなされ、証人尋問についての協議後、閉廷しております。</p> <p>これを受けた報道として、検察側は新井被告が令和4年5月に石原被告や相沢被告らとともに、グンエイ本社で市から公告案の作成支援を受託していた設計会社社員に対し、関東建設工業に落札させるため、公告案の内容を教えるよう要望したと指摘。</p> <p>こうした状況がわかる証拠として、音声データの文字起こしなどを提出した。</p> <p>検察側は今後の公判で、設計会社社員3人や森山前副市長、グンエイ社員らに対する証人尋問を行う方針を示した。</p> <p>弁護側は、森山前副市長の構想をもとに行われた違法な入札で、法律の保護に値する公平な入札ではないと主張した上で、公平な入札手続きであったかを立証することが第一と主張し、前副市長への証人尋問から行うよう強く求めた。</p> <p>同法廷は次回公判期日を決めずに閉廷。審理の進め方などについて、来年1月下旬に検察側、弁護側、裁判所の三者による協議が行われる予定といった記事が掲載されております。</p> <p>最後になります No.29、令和8年1月8日ではありますが、事件概要として No.27 で12月24日に有罪判決が出た石原被告の控訴期間である12月25日から令和8年1月7日までの間に控訴申請がなされなかったた</p>
-----	---

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>め、石原被告の懲役1年、執行猶予3年の有罪が確定しております。</p> <p>これまで縷々説明をしまいましたが、本事件に関する4人の裁判に関しましては、森山前副市長、関東建設工業元営業部長の石原氏の2人については終了し、グンエイ元役員の新井被告は裁判継続中で報道によれば、相沢被告は裁判の予定が立っていない状況となっているというところがございます</p> <p>新本庁舎建設工事を巡る入札妨害事件の概要等についての説明は以上でございます。</p>
矢田委員長	<p>はい。ありがとうございます。今説明の方いただきましたけれども、今の説明につきましてなにかご質問とか確認しておきたいこと等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>《質問等無し》</p>
矢田委員長	<p>よろしいでしょうかね。はい。ではありがとうございます。</p> <p>続いてですけれども、(4)桐生市における契約業務についてということで桐生市の契約業務につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
契約検査課長	<p>はい。お世話になります。契約検査課の阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>桐生市におきます契約業務につきましてご説明をさせていただきます。各入札方式につきましては、お手元に配布させていただきました資料No.6の桐生市における契約業務をご覧いただきまして、それに沿いまして説明の方を申し上げようと思っております。</p> <p>契約業務につきましては、地方自治法に基づきまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の手法によりまして、公平性、経済性、透明性の確保を目的として、入札、落札者決定、契約締結、支払事務手続きを進め、公共工事の品質確保や中小企業への受注機会の確保を図るものとなっております。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

契約検査課長	<p>桐生市で行われております各種入札方式につきまして、順次ご説明を申し上げます。</p> <p>最初に、一般競争入札からご説明申し上げます。</p> <p>入札に参加する必要資格、入札場所、日時等の必要事項を公告し、資格要件を満たす者のうち、競争参加に申し込みを行ったもので価格競争を行い、予定価格以下の価格で最も安値で入札した者を契約の相手として決定し、その者と契約を締結する方式でございます。</p> <p>また、一般競争は執行するに当たりまして、不特定多数の業者に門戸を開きつつも工事実績や所在地、経営状況等の資格参加条件を設けて、入札参加を制限するものが条件付き一般競争入札となっております。</p> <p>参加条件に見合う参加希望者は事前に資格審査を受け、その結果、資格が認められた者のみが入札に参加できるというものでございます。</p> <p>桐生市におきましては、事務の手続きの期間短縮や負担軽減の観点から、入札に参加させた後、資格審査を行う事後審査方式を採用しております。</p> <p>続きまして、指名競争入札についてご説明申し上げます。資力、信用、その他について適切と認められる者を通知によって指名いたしまして、その特定の参加者と入札方法により価格競争を行いまして、予定価格以下の価格で最も安値で入札したものを契約の相手方と決定し、その者と契約を締結する方式でございます。</p> <p>次に、随意契約方式についてご説明申し上げます。</p> <p>価格競争の方法によらないで、発注者が任意の特定の者を選定し、その者と契約を締結する方式でございます。</p> <p>こちらは地方自治法施行令第167条の2第1項の要件に該当する以下の場合に限り、随意契約を締結することが可能とされております。</p> <p>第1号では、予定価格が少額の場合。工事で言いますと、工事の場合は200万円以下の工事の場合に該当することとなります。</p> <p>2号につきましては契約の性質または目的が競争入札に適しない場合と</p>
--------	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

契約検査課長	<p>規定されておりました、特に工事に関しましては、既設の設備と密接不可分の関係があり、同一施工業者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しく支障が生じる恐れがある改修工事など契約の内容の特殊性から、競争入札が実質的に困難な場合に適用されております。</p> <p>第3号につきましては、障害者支援施設等からの物品等の購入等を行う場合でございまして、知的障害者授産施設で作成されました物品、シルバー人材センターや母子福祉団体による役務の提供等を受けるときに該当することとなっております。</p> <p>第4号につきましては、新商品といたしまして生産される物品を買い入れる場合、または新役務の提供を受ける場合というふうになっておりました、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして、普通公共団体の長の認定を受けた者が、新商品として生産する物品を買い入れるときに該当するものとなっております。</p> <p>続きまして第5号につきましては、緊急の必要により、競争入札に付することができない場合、というふうになっておりました災害時など予期せぬ緊急事態で、通常の競争入札の手続きでは対応が間に合わず、早期に契約が必須な場合に該当することとなっております。</p> <p>第6号につきましては、競争に付することが不利と認められる場合。工事に関しましては、同一業者の前工事に引き続き施工させる場合で工期の短縮、経費節減、安全、円滑な適正な施工が確保できる場合に該当することとなっております。</p> <p>7号につきましては、時価に比し著しく有利な価格で契約締結する場合でございまして、品質や性能が同等以上のものを市場価格や競争入札により、大幅に安く有利に手に入れられる見込みがある場合に該当するものとなっております。</p> <p>第8号につきましては、競争入札に付し、入札がないときまたは再度の入札に付し、落札者がいない場合ということございまして、競争入札を実施したものの、誰もが入札しなかった場合または再度の入札でも落札者が決定しなかった場合に、随意契約、特定の業者と直接契約する、随意契約を締結できるという規定で不落随契と呼ばれるケースに該当す</p>
--------	---

委嘱状交付式及び第 1 回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

契約検査課長	<p>るものとなります。</p> <p>最後ですけれども 9 号につきましては、落札者が契約を締結しない場合です。</p> <p>競争入札で落札者が決まったものの、その落札者が契約を結ばなかった場合に、再度競争入札を待たずに随意契約ができるというもので、契約締結の機会損失を防ぎ、事業の迅速な実施を可能とする規定となっております。</p> <p>ちなみに桐生市におきましては主に 1 号 2 号 6 号が主な理由として、随意契約がされておりまして、それ以外のものにつきましては、特段該当する例というのは、見受けられません。</p> <p>続きまして総合評価落札方式についてご説明を申し上げます。</p> <p>価格競争のみの条件つき一般競争に加え、価格競争以外の技術提案や創意工夫、企業の能力などを評価し、最も優れた業者を価格点と評価点を総合的に評価して選定するものでございます。</p> <p>入札価格を価格点とし、技術提案、実績、履行能力、社会貢献、地域貢献など価格点以外の要素を評価点として加算点により落札者を選定するものでございます。</p> <p>総合評価落札方式条件付き一般競争入札とは価格だけではなく、技術力等も評価して落札者を選定し、その者を契約の相手方として決定して、その者と契約を締結するものでございます。</p> <p>なお、相沢県議ほか関係業者社員が逮捕、起訴されました公契約関係競売入札妨害事件に関わります桐生市新本庁舎建設工事の入札は、令和 4 年度にこの総合評価落札方式条件付き一般競争入札で、入札が行われたものでございます。</p> <p>裏面を御覧いただきたいと思っております。次に、プロポーザル方式についてご説明を申し上げます。</p> <p>公共工事の委託先を選定する場合に、複数の業者から企画提案を募り、価格だけでなく、業者の技術力や実績等を総合的に評価して最適な業者</p>
--------	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

契約検査課長	<p>を選定するものでございます。</p> <p>価格だけではなく、提案書の質、技術、実績、事業に対する熱意等を評価するものでございます。選定された業者とは、原則として随意契約で締結するものとなっております。</p> <p>なお、公募型プロポーザル方式につきましては、発注者が発注する業務に対しまして、参加資格を満たす業者であれば、誰もが広く応募することができ、複数の業者から企画提案のために価格だけではなく、技術提案の内容、技術力、実績などを総合的に評価して、最適な契約の相手方を選定する方式となっております。</p> <p>また、参考までに指名型プロポーザル方式につきましては、受注者が案件の専門性や必要性に応じて、あらかじめ選定した特定の業者を指名し、その業者から企画提案を募り、価格だけでなく、提案内容や技術力、実績等の総合的に評価して最適な契約相手方を選定する方法となっております。</p> <p>なお、森山前副市長、相沢県議が逮捕、起訴されました官製談合防止法違反、加重収賄、あっせん収賄事件に関わります桐生市庁舎建設基本計画策定および基本計画業務委託につきましては、令和2年度にこの公募型プロポーザル方式を導入いたしまして業者選定が行われております。</p> <p>続きまして、予定価格、最低制限価格、調査基準価格につきましてご説明申し上げます。</p> <p>まず、予定価格についてでございますが、工事、物品等の入札を行う際に、あらかじめ設計金額や見積金額をもとに設定する契約金額の上限となります。</p> <p>入札において、予定価格を下回る金額で入札をした者の中から最も低い金額を提示したものが落札者となります。</p> <p>また、桐生市におきましては、この予定価格を事前公表しております。事前公表することで職員に対する予定価格を探るなどの行為、不正行為を防止することが可能となっております。</p>
--------	---

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

契約検査課長	<p>しかし、積算能力が不十分な者で事前に公表された予定価格を参考にしまして入札することも考えられるという事実もございます。</p> <p>次に最低制限価格についてご説明申し上げます。</p> <p>公共工事におきまして、工事の品質確保やダンピング防止のために、発注者が設計する入札最低落札価格でこの価格を下回る入札を行いますと失格となります。</p> <p>なお、桐生市では最低制限価格は国の指針や他市の状況を総合的に判断いたしまして、令和6年度より事後公表とさせていただきます。</p> <p>入札の上限価格を予定価格とし、下限価格を最低制限価格といたしまして、この間の価格競争を行いまして、最も安い価格で価格を提示した業者を落札者としております。</p> <p>現在桐生市では、予定価格を事前公表し最低制限価格は事後公表としております。</p> <p>次に、調査基準価格についてご説明申し上げます。</p> <p>公共工事の入札のうち、総合評価落札方式を適用する工事につきましては先ほどの最低制限価格に変わりがまして、調査基準価格を適用しております。</p> <p>また、調査基準価格から、予定価格の5%を差し引いた額を失格基準価格としておりまして、その価格を下回った場合は失格というふうになります。</p> <p>失格ではない場合でも、調査基準価格を下回る場合には、最低価格の入札者が必ずしも落札とならず、事後の調査を実施の上、落札者を決定しております。</p> <p>調査基準関係につきましては、最低制限価格と同様に国の指針他市の状況などを総合的に判断いたしまして、こちらも令和6年度より事後公表</p>
--------	---

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

<p>契約検査課長</p>	<p>とさせていただきます。</p> <p>最後に桐生市におきます入札につきましては、電子入札を導入しております。紙入札でも行うことがございますけども、約9割以上が電子入札で行われております。</p> <p>この電子入札は群馬県と県内35市町村、群馬県住宅供給公社等が共同で利用しているぐんま電子入札共同システムを活用しております。</p> <p>以上で、桐生市におきます契約業務について説明を終了させていただきます。ありがとうございました。なお、お手元に配布しております桐生市の条件付き一般競争入札事後審査方式実施要綱等につきましては後ほど高覧いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの説明ですけれども、委員の皆様からご質問とかご意見等ございますでしょうか。</p> <p>あの、あれですかね。ちょっと私委員長の方から一つ教えてもらいたいのですけど。今教えていただいた資料6の中で言いますと、一般競争入札方式ですとか随意契約方式、これはすごくよくわかるのですけれども、その他の総合評価落札方式ですとか、あるいはこのプロポーザル方式というのは、これはどういう場合にこうなるみたいな基準みたいなものというのが決まっているわけなのですかね。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>条件付き一般競争入札につきましては、建設工事の設計価格は概ね1000万円以上の場合については条件付き一般競争入札というふうになっておりまして、その他、総合評価につきましては、その工事が桐生市にとって大型工事となっている場合には、そういう総合評価を利用する場合がございます。ですので、今回この本庁舎建設につきましてはその辺を加味しまして、総合評価を使ったと、導入したというふうになっております。以上です。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>何かこれ具体的な基準があるというわけではなくて、その個々の事案ごとに決まっていくというそういうわけなのですかね。すいません、ちょっと急に質問してしまって。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

契約検査課長	<p>総合評価落札方式の実施の施行要綱というものがございまして、またそれにちょっと確認いたしまして、後日改めてご説明したいと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
矢田委員長	<p>はい。わかりました、すいません。他にはよろしいですかね。委員の先生方からは。はい、どうもありがとうございました。</p> <p>桐生市の契約業務につきましては以上にさせていただきます。</p> <p>続きまして、(5) 今後の検証作業についてに移らせていただきます。こちらにつきましても事務局より説明の方お願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは今後の検証作業についてご説明をさせていただきます。まず、第三者委員会における検証作業でございますけれども、先ほどもご説明申し上げましたとおり、事件に関する書類が全て押収をされており、手元にございません。また事件の内容からもなかなか市がこのことについての情報を持ち合わせていない、というような事実もございまして、前副市長による官製談合防止法違反、加重収賄事件および県議および関連業者による公契約関係競売入札妨害事件の両事件とも、裁判資料に基づく事実確認や原因分析、事務検証等を進めていただくことになるのではないかと考えております。</p> <p>裁判資料につきましては、さいたま地方検察庁へ閲覧等の申請をすることになりますけれども、事務処理の都合上、判決確定後約2ヶ月が経過しませんと、閲覧等ができる状況にならない旨をさいたま地方検察庁から伺っているところでございます。</p> <p>官製談合防止法違反加重収賄事件につきましては12月10日に判決が確定いたしましたので、2月になってからさいたま地方検察庁へ閲覧等の申請ができるかどうか、これを確認しまして申請ができる状態であれば申請を行いたいと考えております。</p> <p>なお裁判資料の閲覧等の許可が下りるまでの期間につきましても、資料の量にもよるといふことを伺っているところでございます。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>公契約関係競売入札妨害事件の一部につきましては12月24日に判決が確定をいたしましたので、2月の末に同様の対応をさせていただきたいというふうに考えておりますが、継続中の裁判あるいはまだ始まっていない裁判がある状況でございますので、こちらの方は進展があった時点で同様の対応をさせていただきたいと考えております。</p> <p>説明につきましては以上でございます。</p>
矢田委員長	<p>はい。ありがとうございます。ただいまの説明についてですけれども、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。</p>
各委員	<p>《質問等無し》</p>
矢田委員長	<p>よろしいですかね。</p> <p>はい、ありがとうございます。では今後の検証作業につきましては、今ご報告いただきました事務局案ということの説明のとおりという形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですかね。はい。ではそのようにさせていただきます。</p> <p>先ほども今事務局の方から資料がもう押収されていて、市役所の方には何もないというようなことを伺いまして、また公契約関係の競売入札妨害の事件につきましては裁判が継続しているということになっているということですので、まずは先に判決の方が確定しております官製談合防止法違反、加重収賄事件、森山事件という言い方もしているかもしれませんが、加重収賄事件の方について、裁判資料に基づく検証作業ということをこれからまずは進めていくと優先的に進めていくことになろうかというふうに考えておりますけれども、よろしいでしょうかね。</p>
各委員	<p>《異論なし》</p>
矢田委員長	<p>はい、ではそのように進めさせていただきます。事務局の方でも公契約関係競売入札妨害事件につきましても、裁判資料等入手については、適宜進めていただければと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして次回の会議の日程に進めさせていただきます。(6)になります。こちらについても事務局の方から説明の方お願いいたします。</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

事務局	<p>はい。それではまず第2回委員会についてご説明させていただきます。次回会議につきましては、3月中の開催を想定しておりますが、裁判資料の閲覧等申請の進捗状況により多少前後する可能性がございます。</p> <p>先ほどのお話で、まずは官製談合防止法違反、加重収賄事件から優先的に入手できた裁判資料に基づく分析検証を行っていただければということと考えてございます。</p> <p>また公契約関係競売入札妨害事件については、事務局が資料を入手できた時点で、委員の皆様にも速やかに提供し次回の会議内容をご協議いただくとともに、会議の非公開の必要性をご判断いただければと考えております。</p> <p>公開の場合は開催期日の1週間程度前に公表し、開催いたします。一部非公開の場合はその旨も併せて開催期日を公表いたします。非公開のみの場合は、開催時期の目安と非公開で開催する旨を公表し委員会開催後、概要を公表させていただきます。</p> <p>第2回委員会についての説明は以上となります。</p>
矢田委員長	<p>はい。ありがとうございます。ここまでの説明に関しましては、委員の皆様方よろしいでしょうかね。</p>
各委員	<p>《質問等無し》</p>
矢田委員長	<p>はい。それでなのですけれども、ちょっと今後のスケジュール等について私の方から少し確認させていただきたいのですけれども。</p> <p>先ほどちょっと話をさせていただいたとおり、官製談合防止法違反、加重収賄事件について裁判資料等先に多分手に入りますので、こちらについて優先してやっていくと、これはもう当然のことなのだというふうには思っておりますけれども、公契約関係の競売入札妨害事件については裁判が終了したものもあれば、継続中の裁判もあるということになっています。</p> <p>その上でなのですけれども、このような状況の中で、入札等不正に関する一連の事件の裁判が終了してから、再発防止策をこの委員会で考えるということになりますと、本当にどの程度裁判が終わるのに時間かかる</p>

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

矢田委員長	<p>かというのがよくわからないところがあります。</p> <p>場合によってはもう数年単位ということもあろうかというふうに思っております。</p> <p>その場合、刑事事件の裁判が全部終わるまで待って、それから再発防止策等を検討するというようなことになってしまってもよろしいのかというところなのです。</p> <p>先に私の腹案を申し上げさせていただくと、そういった何年間もこの刑事事件の処理を待つというようなことよりは、ある程度期間、例えば1年なら1年というような形で、来年度いっぱいぐらいでしょうかね。そういった辺りを一つの目途として、目安として、その期間の中で、できる限りの情報を集めて、その分析をして、その範囲の中で再発防止策等を委員会として検討していくと。</p> <p>もちろんその一連の再発防止策をこの委員会の中で検討する過程の中で、今継続中の裁判が進展するようなことがあるのであれば、そちらの情報等についても随時参考資料として加えて、私達の方で検討、分析していくというような形をとらせていただいて、事件の処理の方を進めていければというのが私の腹案というふうになっております。</p> <p>ただこの部分については、比較的重要なところだと思っておりますし、しっかりとした刑事記録、裁判記録なしに、私達の方でどこまでできるのかという、どうしても不安の部分もありますし、裁判記録がないだけではなくて市役所にもめぼしい記録がないというような中ですので、そこで十分な活動ができるのか、というような疑問がある一方で、先ほど申しましたとおり、何年間という単位で裁判がかかるかもしれないものを待つというのも、また不安な部分がある。</p> <p>だからこそ、あえてその期間の部分ですかね、早くやるというところを優先した方がいいのかなと私の方は思ったのですが、それはあくまで私の今の考えなのですが、委員の先生方のお考えもできればお聞かせいただきたいと思いますと思っているのですが、何かお考えとかございますでしょうか。</p>
-------	--

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

増田副委員長	この事案については、私達集中審議するわけなのですが、ただその一方で、その構造ですとか、政治とか行政とかの関係とかの面で他の自治体のケースをどのように参考にするかっていうような、周辺のなところもあると思いますので、それを両睨みでやっていくということで、その裁判の進展を待つようなときの作業になるのではないかというふうに考えております。
矢田委員長	はい、ありがとうございます。寺内委員、何かございますか。
寺内委員	委員長からもお話ありましたとおり、裁判の結果を待つということになれば、その概要が全てわかってから再発防止策ということになると、とにかく先に進んでしまう。 ただ再発防止策自体は、根幹的というか何て言うのでしょうか。裁判の結果云々も含めるのかとも思いますけれども、実際は行政的な対応にも含まれるものが多々あると思います。そういう部分を集中して、1年間という期間で進めていくということには非常に賛成しております。以上です。
矢田委員長	ありがとうございます。特に大きな方針ということですので、それで必ずというわけではないというふうに私は思っているのですが、増田先生の方のご意見としても、ある程度あるものをもとに進めつつも、随時その刑事記録だけではなくて、他の自治体ですとかそういったケースを参考にしながらという、そんな理解でよろしいわけですね。
増田副委員長	基本的には委員長の方針のとおりで良いと思っております。いろいろ検討する要素があるだろうということを思っております。
矢田委員長	はい。ありがとうございます。そうしますと、ある程度刑事事件が終わるまで待つというわけではなくて、そういったことの情報等も随時、当然収集しながらにはなりますけれども、委員会としては、来年度中ぐらいには何とか再発防止策を含めた報告書を取りまとめるというようなスケジュール感で進めていければというふうに思っております。 もちろんこれは今確定というわけではなくて、そういった方向性で委員会を進めていきたいということですので引き続きよろしく願いいたし

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

矢田委員長	ます。 第三者委員会のスケジュールに関しては以上ということになります。その他なのですけども、特に皆様方の方で、今日ここで決めておく事柄とかはよろしいですかね。
各委員	《特になし》
矢田委員長	よろしいですかね。では事務局の方で事務事項についてのご連絡等お願いいたします。
事務局	矢田委員長ありがとうございました。 それでは続いて事務連絡です。委員の皆様におかれましては、毎月の勤務実績を把握するため、事前に配布しておりますエクセルデータの勤務実績簿をひと月分ごとに記入していただき、翌月の5日までに事務局までメールでご提出いただきますようお願いいたします。 続いてお集まりの皆様にお願ひ申し上げます。 委員の皆様は、本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。 勤務先等へ個別の連絡等はお控えくださいますようお願いいたします。 お問い合わせ事項などございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。 なお、事務局は総務課内に設置しておりますので、よろしく願ひいたします。 本日の委員会の会議録は、事務局が桐生市のホームページへ掲載いたしますが、準備にお時間をいただきますので、ご了承願ひいたします。 報道関係者の方にご連絡です。 先ほど委員の了承をいただきましたので、報道関係者の皆様には、委員会終了後15分程度になりますが、質疑応答の時間を設けますので、閉会までしばらくお待ちください。 事務連絡は以上です。

委嘱状交付式及び第1回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会
会議録

矢田委員長	はい。ありがとうございます。今の説明についての質問とかよろしいですかね。はい。
矢田委員長	<p>ではそのように事務手続きをよろしく願いいたします。</p> <p>それでは今日予定しておりました議題は以上になるのですけれども、よろしいですかね。はい。</p> <p>それでは以上をもちまして、第三者委員会本日の第三者委員会の方を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上で本日の議事は全て終了しました。お帰りの方は傍聴札を入口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。</p>
事務局	<p>それではただいまより質疑応答の時間とさせていただきます。</p> <p>質疑のある報道関係の方は挙手の上、指名された方より、報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いしたいと思いますが、今回は検証の場ですので、委員の方への質問に限らせていただきます。</p> <p>質問内容に関しましても、本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。</p> <p>また、質疑応答に関する部分は、会議録には掲載いたしませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>《質疑応答》</p>
事務局	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは質疑応答の時間を終了いたします。お手数ですが傍聴札を受け取った方は、入口におります事務局職員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。</p>